

回				
覧				

一斉分会開催中

## 分会討議をもとに強力な運動体制を作りましょう

5月22日、23日両日、東海地区の分会長会議が行なわれました。これから一斉分会討議に入ります。

一斉分会では、臨時大会以降の運動の報告を行ないます。また現在最もホットに交渉が行なわれている新人事評価制度についての意見交換、次期役員を選出のための討論などをお願いします。

<新人事評価制度では>

5月16日に機構が正式提案を示し、同時に評価結果の処遇への反映について、制度案、及び、制度が定着するまでとして処遇への反映を和らげた運用案を示しました。5月22日の拡大窓口交渉で、機構は「処遇への反映について提示した案は、案として提示しているが、『本格実施までにさらに交渉を進める』ということで、6級以下の試行に入らせてはもらえないか」とも述べています。

一方労組は、機構の提示する処遇への反映は労組が同意できる段階にないこと、処遇への反映も含めての評価制度なので、その程度が示されなければ試行としての意味が薄いことを主張しています。また旧2法人の制度に対する総括・評価を求めています。機構は「独立行政法人になったから」などというだけで、納得できる回答は示しません。機構には早急に反省の弁などを述べていただき、交渉を進めたいと考えています。労組としては、役員交替期に当たって変な課題を残したくないという事情もあります。機構の率直な対応を求めたいものです。

<6月期一時金>

5月18日、裏面のように要求書を提出しました。昨年度の6月期一時金、12月期一時金の経緯を踏まえ、特に「新人事評価制度の合意ができていない段階では、旧サイクル機構職員も含め、下級職には人事評価査定を入れるな!」と要求しています。また、嘱託職員、常勤職員の一時的金についても要求を明示しました。

## <次期役員選挙>

今期の任期は6月30日までです。運動を継続していく強力な執行委員会が求められています。

分会討議を進め、次期の運動の中心を担う役員を選出してください。

## 分会討議のその他の課題

国家公務員の給与構造見直しに倣った給与改定について

= 不満ながら妥結、協定を準備中です

5級昇格、係長級承認に関して、

= 旧サイクル機構職員で長年下位級に抑えられていた人たちの昇格の道が広がる

勤務時間管理などについて、

= 問題の多い、機構の提案

寮の食事に関して

= 機構の一方的なやり方に怒りが湧き上がっています

交替手当が改善

= 20年以上動かなかった交替手当が少し改善されました。

\*\*\*\*\*

## 仲間が増える!!

この一ヶ月で約10人の組合加入を承認しました。旧サイクル機構の職員8名も含まれています。旧サイクル機構の方々、高い組合費を払っているのに、自分たちの問題を取り上げてくれない原子力ユニオンを離れて、原研労組に来ました。歓迎します。

新しい仲間を増やし連帯の輪を広げていきましょう。

## 組合未加盟の方々へ

原研労組は自由な意見表明、討論を大切にする伝統があります。明るい組合、自由な組合を求める方は加入を検討ください。政治団体と共通の課題で連帯はしても、組合員の政治的自由は保障されています。政治団体へのカンパも求めません。

58 原研労中 1-60 号  
2007 年 5 月 18 日

日本原子力研究開発機構

理事長 岡崎 俊雄 殿

日本原子力研究開発機構労働組合

中央執行委員長 岩井 孝

## 2007 年 6 月一時金について（要求書）

標記について下記のとおり要求する。6 月 5 日までに貴職出席の団体交渉を原子力科学研究所にて開催し、文書をもって誠意ある回答をされたい。

### 記

- 我々独立行政法人労働者には、労働三権が保証されており、すべての労働条件は労使の自主交渉で決定されるものである。6 月一時金については、使用者として職員の処遇と家族の生活維持を真剣に考える責任のある立場に立ち支給原資枠の拡大に努力すべきである。貴職が政府・財務省などの干渉を排し、自主性を発揮した原資枠の拡大と前進ある回答を行うよう要求する。また、労働条件を承継するという国会決議を無視し、統合独立法人化を期に給与構造の見直しによる労働条件の切下げが行われた。また一時金についても、昨年 6 月期、12 月期ともに実質的に切り下げになった。今回の一時金では下げ回答を行わないよう重ねて要求する。
- 現在、機構と労働組合の間では、新人事評価制度をいかにすべきか交渉が行われているところであり、まだ決着を見ていない。にもかかわらず機構は、昨年の 6 月期一時金、12 月期一時金ともに、労組の反対を押して旧サイクル職員の下級職にも人事評価による処遇の差別を行った。今回の一時金では、これまでの姿勢を改め、人事評価結果の一時金への反映は行わないこと。
- 一時金の配算にあたっては、今までのような「役職手当を含む支給式」、「役職者への特別加算」、「職務別傾斜加算」など役職者層に非常に厚い配算を改め、全職員同一算式で支給するよう強く要求する。加えて、7 級、8 級、9 級を含む全職員の一時金原資に関する基礎データを提示するよう要求する。また、常用職員および臨時職員については、処遇自体が低く押さえられている現状を考慮し、勤続年数を加味した大幅な増額を強く要求する。
- 支給式を以下のとおり要求する。  
職員、嘱託職員、常勤職員：本給額×3.2+6,000F+60,000  
臨時職員：{(賃金日額+1,450)×20.17+6,000N}×3.2+6,000F+60,000  
ただし、  
F：家族手当の支給対象者およびこれを除く税法上の扶養家族の合計数  
N：勤続年数

- 一時金の期間率を以下のように改善するよう要求する。

#### (1) 欠勤者の期間率

欠勤日数	期間率
20 日以上、30 日未満	1.00
30 日以上、50 日未満	0.97
50 日以上、70 日未満	0.93
70 日以上、90 日未満	0.89
90 日以上	0.85

#### (2) 中途採用者および、退職者の期間率

中途採用者	退職者	期間率
12 月 1 日以前の採用者		1.00
12 月 2 日～1 月 1 日の採用者	5 月中の退職者	0.95
1 月 2 日～2 月 1 日の採用者	4 月中の退職者	0.87
2 月 2 日～3 月 1 日の採用者	3 月中の退職者	0.79
3 月 2 日～4 月 1 日の採用者	2 月中の退職者	0.70
4 月 2 日～5 月 1 日の採用者	1 月中の退職者	0.55
5 月 2 日～6 月 1 日の採用者	12 月中の退職者	0.40

#### (3) 死亡退職者の期間率

死亡退職者については、労組の要求する退職者の期間率に準ずること。

- 育児休業者の一時金における支給対象在職期間及び期間率

- 6 月一時金の支給対象在職期間は、2006 年 12 月 2 日から 2007 年 6 月 1 日とすること。
- 支給対象在職期間の全期間を休業しているものについては、育児休業期間の 2 分の 1 を勤務しているものとして支給すること。
- 6 月一時金の期間率は、育児休業期間の 2 分の 1 と勤務実績を合算して得られる日数により下表のとおりとすること。

育児休業期間の 2 分の 1 と勤務実績を合算して得られる日数	期間率
120 日未満	0.90
120 日以上、150 日未満	0.94
150 日以上、164 日未満	0.98
164 日以上	1.00

- 一時金の支払日は、6 月 18 日とすること。

以上